

中華人民共和国外商投資法（草案）

第一章 総則

第 1 条 対外開放のさらなる拡大を図り、外商投資を積極的に促進し、外商投資の適法な権益を保護し、全面的な開放の新たな枠組みの形成を進め、社会主義市場経済の健全な発展を促進するために、本法を制定する。

第 2 条 中華人民共和国国内（以下「中国国内」という）における外商投資について、本法を適用する。

本法にいう「外商投資」とは、外国の自然人、企業及びその他の組織（以下「外国投資者」という）が直接又は間接的に中国国内において行う投資活動を指し、以下の状況を含む。

(1) 外国投資者が単独又はその他の投資者と共同で中国国内において投資する新規プロジェクト投資、外商投資企業の設立又は追加投資をする場合。

(2) 外国投資者が合併買収により、中国国内の企業の持分、株式、財産持分又はその他の類似する権益を取得する場合。

(3) 外国投資者が法律、行政法規又は国務院の規定するその他の方式により中国国内において投資を行う場合。

本法にいう「外商投資企業」とは、外国投資者による投資の全て又は一部を指し、中国の法律により中国国内での登記登録を経て設立される企業を指す。

第 3 条 国は対外開放の基本的国策を維持し、外国投資者が法により中国国内において投資を行うことを奨励し、外資活用の質と水準を向上させる。

国は、ハイレベルな投資の自由化と利便性向上の政策を実行し、外商投資を促進するメカニズムを確立して整備し、安定的で透明かつ予測可能な投資環境を造営する。

第 4 条 国は、外商投資について参入前内国民待遇にネガティブリストを加えた管理制度を実行する。中華人民共和国が締約又は加盟している国際条約、協定により外国投資者の待遇に関する別段の規定がある場合は、その規定に従う。

前項にいう「ネガティブリスト」とは、国が特定分野において外商投資に対し実施することが規定されている参入特別管理措置をいう。ネガティブリストは、国務院により公布するか、公布を承認する。

第 5 条 国は法により外国投資者の中国国内における投資、収益及びその他の適法な権益を保護する。

第 6 条 外国投資者、外商投資企業は、中国の法律法規を遵守しなければならないが、中国の国家安全に危害を及ぼしたり、公共の利益を損害してはならない。

第 7 条 国務院商務所管機関、投資所管機関は、職責により業務を分担し、外商投資の促進、保護、管理の業務を実施する。国務院の関係機関は、各自の職責の範囲内で、外商投資の促進、保護、管理と関連する業務を担当する。

県級以上の地方人民政府の関係機関は、法律法規及び所属する級の人民政府が確定する職務分掌に従い、外商投資の促進、保護、管理の業務を実施する。

第 8 条 外商投資企業の従業員は、法により労働組合組織を作り、労働組合活動を実施し、従業員の適法な権益を維持・保護する。外商投資企業は、会社の労働組合に必要な活動条件を提供しなければならない。

第二章 投資の促進

第 9 条 法律、行政法規で別段の規定がある場合を除き、国が企業の発展を支援するための各政策は、外商投資企業に対しても同等に適用するものとする。

第 10 条 外商投資に関連する法律、法規、規則の制定にあたっては、外商投資企業の意見や建議を聴取しなければならない。

外商投資に関連する規範性文書、司法判決は、法により遅滞なく公布しなければならない。

第 11 条 国は、外商投資サービス体系を構築して整備し、外国投資者及び外商投資企業に、法律法規、政策措置、投資プロジェクト等の情報に関するコンサルティング及びサービスを提供する。

第 12 条 国は、他の国や地域、国際組織と両国間・多国間投資促進協力体制を確立し、投資分野における国際交流と協力を強化する。

第 13 条 国は対外開放の需要に基づき、特定の地域において外商投資の試験政策措置を実行し、外商投資を促進する。

国務院は特殊経済地域を設立し、外商投資の促進、対外開放の拡大を行うことができる。

第 14 条 国は、国民経済及び社会発展の必要性に基づき、優遇措置を採用し、特定の業界、分野、地域における外国投資者の投資を奨励し指導する。

第 15 条 外商投資企業も等しく標準化業務に参加するものとし、標準の制定においては

情報公開と社会による監督を強化しなければならない。

国が制定する強制的標準は、外商投資企業にも等しく適用する。

第 16 条 国は、外商投資企業の政府調達活動への公平な参与を保障する。政府調達においては、法により外商投資企業が中国国内において生産する製品を等しく扱う。

第 17 条 外商投資企業は、法により株券、社債等の証券を公開発行するか、その他の方式により資金を調達することができる。

第 18 条 地方の各級の人民政府は、法定の権限の範囲内で外商投資促進政策を制定することができる。

第 19 条 各級の人民政府及びその関係機関は、利便性向上、高効率、透明性の原則に照らして外商投資サービスの水準をさらに向上させなければならない。

関係所管機関は、外商投資ガイドラインを作成、公布し、外国投資者や外商投資企業にサービスや利便性を提供しなければならない。

第三章 投資の保護

第 20 条 国は、外商投資に対し収用を実行しない。特殊な状況のもとにおいて、公共の利益として外商投資に対する収用を実行する必要がある場合は、法定のプロセスに従って実施するうえ、公平で合理的な補償を与えなければならない。

第 21 条 中国国内で発生した外国投資者の出資、利益、司法収益、知的財産権の使用料、法により獲得した補償又は賠償等は、法に基づき人民元又は外貨により自由に海外送金することができる。

第 22 条 国は、法により外国投資者及び外商投資企業の知的財産権を保護し、知的財産権者や関連する権利者の適法な権益を保護し、自由意志の原則や商業ルールに則った技術提携を奨励する。

外商投資の過程において、技術提携の条件は投資の各当事者が協議して確定するものとし、行政機関及びその職員が行政手段を利用して技術譲渡を強制してはならない。

第 23 条 各級の人民政府及びその関係機関が外商投資に関する規範性文書を制定する際は、法律法規の規定に合致していなければならない。外商投資企業の適法な権益を違法に減損したり、その義務を増加させてはならず、市場参入や退出にかかる条件を違法に設置してはならず、外商投資企業の正常な生産経営活動に違法に干渉したり影響を及ぼしてはならない。

第 24 条 地方の各級の人民政府及びその関係機関は、外国投資者、外商投資企業に対し、法により制定した政策で承諾した内容及び法により締結した各種の契約を厳格に履行しなければならない。

国の利益、公共の利益により政策の承諾又は契約の約定を変更する必要がある場合は、法定の権限やプロセスを厳格に守って実施するうえ、外国投資者、外商投資企業がこれにより受ける損失を補償しなければならない。

第 25 条 国は、外商投資企業の通報メカニズムを構築し、外商投資企業の通報対応業務に関する重大政策措置を協力して整備し、外商投資企業から報告された問題を速やかに解決する。

外商投資企業は、行政機関及びその職員の行政行為によってその適法な権益が犯されたと認識した場合、外商投資企業の通報メカニズムを通じて解決を図ることができる。

第 26 条 外国投資者、外商投資企業は、法により商会、協会を設立したりそれらに参加し、法律・行政法規及び規則の規定に照らして関連の活動を実施し、自らの適法な権益を維持・保護することができる。

第四章 投資の管理

第 27 条 外国投資者は、外商投資参入ネガティブリストに所定の投資の禁止分野に投資してはならない。

外国投資者は、外商投資参入ネガティブリストに所定の投資制限分野への投資を行う際、ネガティブリストに所定の条件に合致していなければならない。

外商投資参入ネガティブリスト外の分野においては、国内資本企業と外資系企業一致の原則により管理を実施する。

第 28 条 外商投資プロジェクトの審査確認、届出は、国の関連規定により実施する。

第 29 条 外国投資者が、法により許可の取得が必要となる業界、分野に投資する場合、法により関連の許可手続きを行わなければならない。

法律・行政法規に別段の規定がある場合を除き、関係所管機関は国内資本企業と一致する条件及びプロセスにより、外国投資者の許可申請を審査しなければならない。

許可について、同一所管機関内に設置される複数の機関での取得が必要となる場合、確定された 1 つの機関がまとめて許可申請を受理し、その機関がまとめて許可の決定を送達しなければならない。許可が法により 2 つ以上の所管機関によりそれぞれ実施される場合、関係所管機関では手続きの手順を最適化、統合したうえ、統一受理、合同処理、情報共有等を行うことによって、外国投資者の許可申請に便宜を提供しなければならない。

第 30 条 外商投資企業の登記及び税務、会計、外貨管理等の事項は、関連の法律、行政法規及び国の関連規定により取り扱う。

第 31 条 国は、外商投資に関する情報報告制度を確立し、情報報告の内容及び範囲は、十分な必要性と厳格制御の原則により確定するものとする。外国投資者又は外商投資企業は、企業登記システム及び企業信用情報公示システムを通じて商務所管機関に投資情報を提出するものとし、機関の情報共有により取得することのできる投資情報については、再度提出を求めてはならない。

第 32 条 法律に別段の規定がある場合を除き、関係所管機関では国内資本企業と外資系企業一致の原則により外商投資企業に対する監督検査を実施する。

第 33 条 国は、外商投資安全審査制度を確立し、国家安全に影響するか、影響を及ぼす可能性のある外商投資に対し安全審査を実施する。

法により下された安全審査の決定は最終決定とする。

第五章 法的責任

第 34 条 政府関係機関の職員が、外商投資の促進、保護、管理の業務において職権を濫用し、職務怠慢を犯し、私利を図った場合は、法により処分する。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第 35 条 外国投資者が、外商投資参入ネガティブリストに所定の投資禁止分野への投資を行った場合、関係所管機関により投資活動の停止を命じ、期限を設けて持分、資産を処分するか、その他の必要な措置を取り、投資が行われる前の状態に戻す。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。

外国投資者の投資活動が外商投資参入ネガティブリストに所定の制限性参入特別管理措置に違反した場合、関係所管機関により是正を命じ、参入特別管理措置の要求を満たすよう必要な措置を取る。是正を拒否する場合、前項規定により処理する。

第 36 条 外国投資者、外商投資企業が法律、法規に違反する行為をした場合、関係機関が法によりそれを取り締まり、国の関連規定により信用情報システムに記録し、合同懲戒を実施する。

第六章 附則

第 37 条 いかなる国又は地域も、投資に関して中華人民共和国に対して差別的な禁止、

制限又はその他の類似する措置を取る場合には、中華人民共和国は実際の状況に基づき、そのような国や地域に対して相応の措置を取る。

第38条 中国国内において銀行、証券、保険等の業界に投資するか、証券市場、外貨市場等の金融市場の管理に投資する外国投資者に対して、国に別段の規定がある場合は、その規定に従う。

第39条 本法は 年 月 日より施行する。『中華人民共和国中外合弁経営企業法』、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国中外合作経営企業法』は同時に廃止する。

本法の施行前において『中華人民共和国中外合弁経営企業法』、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国中外合作経営企業法』に基づき設立された外商投資企業は、本法の施行後5年間において、企業の組織形態を元のまま維持することができるものとする。